

Weekly Report

第 733 号

令和 6 年 2 月 5 日

給与所得に係る定額減税の実施方法

令和6年度税制改正により、納税者及び配偶者を含む扶養家族1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税から1万円を控除する定額減税が実施される予定です（納税者の合計所得金額が1805万円超の場合は対象外）。

◆給与所得に係る所得税の定額減税

令和6年分の所得税については、「本人3万円」と「同一生計配偶者又は扶養親族1人につき3万円」の合計額が控除する定額減税額となります（同一生計配偶者とは納税者と生計を一にする合計所得金額48万円以下の配偶者です）。

給与所得者に対する定額減税の実施方法は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）を対象として、①令和6年6月以後最初に支払う給与等の源泉徴収税額から定額減税額を控除（控除しきれない金額は以後に支払う給与等の源泉徴収税額から順次控除）する「月次減税事務」と、②年末調整の際、その時点の定額減税額に基づき精算を行う「年調減税事務」の2つの事務を行うこととなります。

◆給与所得に係る個人住民税の定額減税

令和6年度分の個人住民税については「本人1万円」と「控除対象配偶者又は扶養親族1人につき1万円」の合計額を所得割額から控除します（控除対象配偶者とは同一生計配偶者のうち、合計所得金額1千万円以下の納税者の配偶者です）。

給与所得に係る特別徴収については、令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、定額減税額を控除した後の年税額を令和6年7月～令和7年5月までの11ヵ月で均して毎月徴収します。

被災者に係る雑損控除等の特例措置

災害によって住宅や家財などに被害を受けた方は「雑損控除（所得控除）」又は「災害減免法による所得税の軽減免除」のどちらか有利な方法を選択し適用できます。また、個人事業者は「被災事業用資産等の損失の必要経費算入」により所得税等を軽減できます。

政府は令和6年1月1日に発生した能登半島地震による災害について、発災日が令和5年分所得税の課税期間に極めて近接していることから、上記の雑損控除等を令和5年分の所得税（個人住民税は令和6年度分）から前倒しで適用できるようにする特例措置を閣議決定しました（開会中の通常国会で法案成立後に施行）。

★★★ 2月のチェックポイント ★★★

- ※贈与税の申告と納付は2月1日～3月15日。
- ※所得税の確定申告と納付は2月16日～3月15日。給与所得者でも給与収入が2千万円を超える方や副収入等の所得が20万円を超える方などは確定申告を行う必要があります。
- ※新型コロナやインフルエンザの感染者が全国的に増加していますので、予防対策を行います。
- ※2月1日～3月18日は「サイバーセキュリティ月間」。情報漏えい等の被害にあわないためにもセキュリティ対策に取り組むことが重要です